



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

規 則

<p>◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第19号) 3</p> <p>◇川崎市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則 (第20号) 12</p> <p>◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第21号) 12</p> <p>◇川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則 (第22号) 14</p> <p>◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (第23号) 14</p> <p>◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (第24号) 15</p> <p>◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第25号) 17</p> <p>◇川崎市岡本太郎美術館条例施行規則の一部を改正する規則 (第26号) 17</p> <p>◇川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (第27号) 20</p> <p>◇川崎市児童相談所長委任規則及び川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 (第28号) 20</p> <p>◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第29号) 20</p> <p>◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則 (第30号) 22</p> <p>◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (第31号) 22</p> <p>◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則 (第32号) 24</p>	<p>◇川崎市母子生活支援施設条例施行規則等の一部を改正する規則 (第33号) 25</p> <p>◇かわさき新産業創造センター条例施行規則の一部を改正する規則 (第34号) 27</p> <p>◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第35号) 27</p> <p>◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則 (第36号) 28</p> <p>◇川崎市理容師法施行細則の一部を改正する規則 (第37号) 28</p> <p>◇川崎市美容師法施行細則の一部を改正する規則 (第38号) 29</p> <p>◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則 (第39号) 30</p> <p>◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (第40号) 33</p> <p>◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (第41号) 35</p> <p>◇川崎市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (第42号) 37</p> <p>◇川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則 (第43号) 37</p> <p>◇川崎市介護認定審査会規則の一部を改正する規則 (第44号) 38</p> <p>◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (第45号) 39</p> <p>◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (第46号) 40</p> <p>◇川崎市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則 (第47号) 41</p> <p>◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (第48号) 41</p> <p>◇川崎市会計室規則の一部を改正する規則 (第49号) 41</p> <p>◇川崎市物品会計規則の一部を改正する規則 (第50号) 41</p>
--	---

第12条第3項第3号中「及び貸借対照表」を「、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書」に改め、同項第4号中「事業計画書及び」の次に「活動予算書又は」を加える。

(川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例施行規則(平成22年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「損益計算書」の次に「若しくは活動計算書」を加え、同項第4号中「事業計画書及び」の次に「活動予算書又は」を加える。

第10条中「総合企画局長」を「市民・こども局長」に改める。

(川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則の一部改正)

第4条 川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則(平成22年川崎市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「収支計算書」を「収支予算書」に改め、同項第3号中「損益計算書」の次に「若しくは活動計算書」を加え、同項第4号中「事業計画書及び」の次に「活動予算書又は」を加える。

(川崎市高齢社会福祉総合センター条例施行規則の一部改正)

第5条 川崎市高齢社会福祉総合センター条例施行規則(昭和63年川崎市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項第3号中「損益計算書」の次に「若しくは活動計算書」を加え、同項第4号中「事業計画書及び」の次に「活動予算書又は」を加える。

第5条の2中「この場合において、」の次に「第2条及び第2条の4中」を加え、「「研修センター」とあるのは「研究センター」と、」を「第2条第4号及び第2条の2第2項中」に改め、「第11条の2第2項」と、」の次に「同項第1号中」を、「経費見積書」と、」の次に「第2条の3第1項中」を加える。

第7条の2中「(第2条の2第2項第2号かつこ書を除く。)」を削り、「この場合において、」の次に「第2条及び第2条の4中」を加え、「「研修センター」とあるのは「壮寿の里」と、「法人等」とあるのは「法人」と、」を「第2条中「法人その他の団体(以下「法人等」という。)」とあるのは「法人」と、同条第4号及び第2条の2第2項中」に改め、「第15条の2第2項」と、」の次に「同項第2号中「登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)」とあるのは「登記事項証明書」と、同項第3号中「損益計算書若しくは活動計算書」とあるのは「損益計算書」と、同号及び同項第4号、第2条の3並びに第2条の4中「法人等」とあるのは「法人」と、同号中「活動予算

書又は収支予算書」とあるのは「収支予算書」と、第2条の3第1項中」を、「第15条各号」と、」の次に「第2条の5第2項第2号中」を加える。

(川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和62年川崎市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「損益計算書」の次に「若しくは活動計算書」を加え、同項第4号中「事業計画書及び」の次に「活動予算書又は」を加える。

第23条中「市長」を「建設緑政局長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

かわさき新産業創造センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第34号

かわさき新産業創造センター条例施行規則の一部を改正する規則

かわさき新産業創造センター条例施行規則(平成14年川崎市規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「損益計算書」の次に「若しくは活動計算書」を加え、同項第4号中「事業計画書及び」の次に「活動予算書又は」を加える。

第7条第2項第5号及び第2号様式(裏面)備考第3項第5号中「、損益計算書及び」を「及び損益計算書又は活動計算書並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第35号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第92条の4第2項中「川崎市環境局」を「川崎市まちづくり局」に改め、「備え置く」の次に「とともに、これらの事項をインターネットの本市のホームページに登載する」を加える。

第92条の5第2項、第92条の6第3項及び第92条の7

第3項中「川崎市環境局」を「川崎市まちづくり局」に改め、「備え置く」の次に「とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載する」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第36号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号(1)ただし書、(2)ただし書、(5)ただし書及び(6)ただし書中「健康福祉局健康安全室」を「健康福祉局健康安全部」に改め、同条第4号に次のように加える。

(6) 川崎市旅館業法施行条例（平成15年川崎市条例第4号）別表第1第8項第18号の規定による水質検査の結果の報告及び同号ただし書の規定による水質基準に適合していない場合の届出を受理すること。

第1条第5号(5)を次のように改める。

(5) 一時的に興行場として使用する施設及び客席が屋外に設けられる興行場について、川崎市興行場法施行条例（平成24年川崎市条例第62号）第6条の規定により同条例第2条から第5条までに規定する基準の一部を適用しないこととする。

第1条第5号(7)中「第8条」を「第9条」に改める。

第1条第6号(8)中「第10条」を「第12条」に改め、同号(8)を同号(10)とし、同号(7)を同号(9)とし、同号(6)を同号(8)とし、同号(5)の次に次のように加える。

(6) 川崎市公衆浴場法施行条例（平成24年川崎市条例第64号。以下この号において「条例」という。）別表第1第1項第19号（別表第2第1項第5号及び別表第3第1項において適合することとする場合を含む。）の規定による水質検査の結果の報告及び同号ただし書（別表第2第1項第5号及び別表第3第1項において適合することとする場合を含む。）の規定による水質基準に適合していない場合の届出を受理すること。

(7) 条例別表第1第1項第20号ただし書（別表第2第1項第5号及び別表第3第1項において適合することとする場合を含む。）の規定により利用形態から風紀上支障がない場合の男女の混浴を認めること。

第1条第7号(7)を次のように改める。

(7) 川崎市理容師法施行条例（平成24年川崎市条例第60号。以下この号において「条例」という。）第3条ただし書の規定により同条各号に掲げる措置によらないことについて衛生上支障がないと認めること。

第1条第7号に次のように加える。

(8) 条例第4条第4号の規定により理容師が理容所以外の場所において業務を行うことを認めること。

第1条第7号の2(7)を次のように改める。

(7) 川崎市美容師法施行条例（平成24年川崎市条例第61号。以下この号において「条例」という。）第3条ただし書の規定により同条各号に掲げる措置によらないことについて衛生上支障がないと認めること。

第1条第7号の2に次のように加える。

(8) 条例第4条第4号の規定により美容師が美容所以外の場所において業務を行うことを認めること。

第1条第22号(10)ただし書及び(12)ただし書中「健康福祉局健康安全室」を「健康福祉局健康安全部」に改め、同条第24号の2中「障害者自立支援法関係」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係」に改め、同号(1)中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第1号」を「第1条の2第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

川崎市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第37号

川崎市理容師法施行細則の一部を改正する規則

川崎市理容師法施行細則（昭和55年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、理容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第9号）及び理容師法施行細則（昭和33年神奈川県規則第56号）」を「及び川崎市理容師法施行条例（平成24年川崎市条例第60号。以下「条例」という。）」に改める。

第5条第1項中「理容師法施行条例第3条第4号」を「条例第4条第4号」に、「場所で」を「場所において」に改める。

第1号様式（裏）中

「